

あかし斎場旅立ちの丘

指定管理者募集要項等の質問に対する回答（令和6年8月22日公表）

	質問項目			質問内容	回答
1	募集要項	14ページ	15（2）②ウ	「公認会計士による監査報告書の写し」とありますが、税理士による監査報告書に代えさせていただいても宜しいでしょうか。	公認会計士（監査法人含む）による監査が実施されていない場合は、税理士等による外部監査の報告書の写しを添付してください。
2	仕様書	14ページ	6（1）②ウ	特定建築物定期調査の次回実施時期をご教示ください。	2026年実施予定です。
3	仕様書	14ページ	6（1）②ウ	特定建築物定期調査について、外壁全面打診（竣工から10年後に実施）は対象となりますでしょうか。	対象ではありません。
4	仕様書	14ページ	6（1）③	「すべての対応はメーカー保証が継続できるものとする。」とはどういう意味でしょうか。ご教示ください。	修繕や更新の実施にあたっては、対象設備のメーカーによる保守（有償・無償に関わらず）の継続が可能な対応を行ってください。
5	仕様書	18ページ	6（3）①ア、イ	日常清掃で使用するTP(トイレトペーパー)について年間の使用料についてご教示ください。	年間使用料は約64,000円となります。
6	仕様書	19ページ	6（4）	従事者の業務等の中の警備員Bとは施設警備2級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者。ということでご教示いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書	19ページ	6（4）	従事者の業務等の中の夜間警備の従事時間ですが、公共交通機関が無いことから車両での通勤で宜しいでしょうか。その場合の駐車場利用金額ご教示下さい。	駐車場を利用することは可能です。料金は、行政財産使用料として利用する従事者1人あたり月額3,000円を市に納付していただきます。

8	仕様書	20ページ	6 (4) ②カ	台風等予測可能な災害対策（土嚢設置等）緊急時は、時間外であっても対応すること。とありますが、時間外で対応した場合については別途請求ができるのでしょうか。	仕様書等に記載の業務については、指定管理料に含まれています。ただし、例外的な対応（大規模災害時等）については、市と指定管理者との間で協議のうえ決定します。
---	-----	-------	----------	--	---